

委員会提出議案第7号

汚染米の原因究明を政府が責任をもって解明すること  
を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2  
項の規定により提出します。

平成27年12月16日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者 建設経済常任委員長  
中 川 庄 一

## 汚染米の原因究明を政府が責任をもって解明することを求める意見書（案）

南相馬市において、平成 25 年度に試験栽培で生産された米から基準値を超える汚染米が検出されました。

こうした中で昨年 11 月に原子力規制委員会は、平成 25 年 8 月の福島第一原子力発電所 3 号機の瓦れき撤去作業は、汚染米に影響はなかったと発表しましたが、あらゆる可能性について多方面からの検証をしたものではなく、降下したセシウム量を推定し、南相馬市への量は少なかったことのみを前提としていると見られます。

また農林水産省はこれまで、福島第一原子力発電所 3 号機の瓦れき撤去に伴う飛散による可能性が強いとの調査結果を公表し、平成 27 年 5 月 26 日の報告書「南相馬市における基準値超過の発生要因調査」における「基準値超過の想定される要因及びその対策」の中で、対策として「東京電力による飛散防止対策の徹底」を求めておりましたが、農林水産省は、南相馬市の汚染米の原因について不明のままに調査を打ち切ることを地元へ伝えたことが報道されました。

私たちは、この問題がうやむやなままに風化してしまうことを心配しています。南相馬市民が安心して米をつくり、住み続けるためにも、戻れるかどうか悩む避難中の市民に正確な情報を伝えるためにも、汚染米を含む放射能汚染についての科学的検証は続けられるべきです。

南相馬市は今後数十年にわたって、事故原発の廃炉作業を見守って行かざるを得ません。原発事故・事故処理・廃炉作業による放射能の飛散状況などについて、可能な限りの正確な情報提供とわかりやすい知識の普及は、市民の安全・安心と南相馬市の復興にとって土台とも言えます。

以上のことから、政府に対し下記事項の実現を強く求めます。

### 記

- (1) 汚染米についての原子力規制委員会発表を再検証すること。
- (2) 農林水産省などの国の機関が責任を持って原因究明に当たること。
- (3) 原発事故による被害については、原因者負担の原則を貫くこと。
- (4) 事故処理、廃炉作業に当たっては情報公開の徹底や外部の英知も集約

できる体制づくりと正しい住民への説明など、市民が安全を確信して安心して生活ができるルールを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年12月16日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

文部科学大臣 様

農林水産大臣 様

経済産業大臣 様

環境大臣 様

復興大臣 様

原子力規制委員会委員長 様